

平成25年11月



第5回議会報告会



第4回議会報告会の様子（平成24年11月）

《次第》

- 1 開会
- 2 代表者あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 報告事項等：委員会等の活動報告
- 5 質疑応答
- 6 意見交換会
 - (1) 高齢者等が生活を維持するためのサービス及び仕組みづくりについて
 - (2) 地域の自立（地域おこし）について〔まちづくりの観点から〕
- 7 閉会

【大分県佐伯市議会】

第 5 回 議 会 報 告 会 日 程 表

日 時	会 場	中学校区	担当班
11月11日 (月曜日) 午後7時～9時	宇目地区公民館	宇目緑豊	1班
	上久部区公民館	佐伯南1	2班
	保健福祉総合センター和楽	鶴谷	3班
	西上浦地区公民館	彦陽	4班
	田の浦公民館 (大島)	大島	5班
11月12日 (火曜日) 午後7時～9時	城南町公民館	佐伯城南	1班
	上浦地区公民館	東雲	2班
	鶴見地区公民館	鶴見	3班
	小浦高齢者コミュニティセンター	米水津	4班
	青山地区公民館	佐伯南2	5班
11月13日 (水曜日) 午後7時～9時	蒲江地区公民館	蒲江翔南	1班
	本匠地区公民館	本匠	2班
	弥生文化会館	昭和	3班
	大入島地区公民館	大入島	4班
	直川地区公民館	直川	5班

※佐伯南中学校区 (上堅田・下堅田・青山・灘・木立) は2会場で開催します。

〔班構成〕・議員の班編成及び開催場所は、抽選により決定しています。

・議長 (宮脇保芳) は、特定の班に所属せず各日ともいずれかの会場に参加します。

班	代表者	班 員 (議席順)			
1班	清 田 哲 也	高 司 政 文	富 松 万 平	井 野 上 準	濱 野 芳 弘
2班	御 手 洗 秀 光	浅 利 美 知 子	後 藤 勇 人	兒 玉 輝 彦	芦 刈 紀 生
3班	矢 野 精 幸	佐 藤 元	江 藤 茂	清 家 好 文	矢 野 幸 正
4班	清 家 儀 太 郎	河 野 豊	塩 月 健 治	三 浦 涉	上 田 徹
5班	吉 良 栄 三	後 藤 幸 吉	寺 本 高 明	桑 原 宏 史	井 上 清 三

――― 目 次 ―――

◆議会活動実績表（4月～10月） . . . 3ページ

◆市議会の構成 . . . 4ページ

◆報告事項等：委員会等の活動報告

番号	委員会名	ページ
1	総務常任委員会	5
2	建設常任委員会	7
3	教育民生常任委員会	9
4	経済産業常任委員会	11
5	議員政策研究会	13

◆意見交換会

(1) 高齢者等が生活を維持するためのサービス及び仕組みづくりについて
. . . 14ページ

(2) 地域の自立（地域おこし）について〔まちづくりの観点から〕
. . . 15ページ

◆参考資料 . . . 17ページ

- ・佐伯市議会基本条例（前文）
- ・市議会の役割
- ・市議会の権限
- ・本会議（定例会）の審議の流れ
- ・委員会等構成表（委員等名簿）

議会活動実績表 (平成25年4月～10月)

日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
1					議運		
2		議会運営協議会 全議員勉強会		総務委(管内)		議運 第6回定例会開会	全協・各派代表 者会議・各委員 会協議会
3			議運 第4回定例会開会	全協・各派代表 者会議・各委員 会協議会			
4			教育民生委				広報委
5			経産委(管内)	総務委(管内)		教民委(管内)	
6					議運 全議員勉強会		
7		議運協議会 第3回臨時会					教民委(行政視 察)～10/9
8		各委員会協議会 広報委協議会		広報委	教民委(管内)	経産委(行政視 察)～10/11 総務委(行政視 察)～10/11	建設委(行政視 察)～10/10
9					議運 第5回臨時会		
10			議運・代表質問 建設委		経産委協議会	議運 一般質問	市議会議長会副 議長研修会
11			一般質問	広報委		一般質問	
12			一般質問 各派代表者会議	議運		一般質問	
13			議運 一般質問			議運・一般質問 経産委	
14	市長・市議会議員 選挙						
15		議運 広報委					教民(意見交換) 広報委
16							
17			経済産業委 教育民生委	広報委		経済産業委 教育民生委	
18			建設委 総務委			建設委 総務委	
19	全員協議会 新人議員研修会						
20					議運		
21							議運
22							
23				議運			決算特別委
24		議運 全議員勉強会			議運 全議員勉強会 全員協議会 経産委協議会 広報委	議運・閉会 決算特別委 議運・広報委	決算特別委
25	各派代表者会議	正副委員長会議	議運・閉会 広報委				決算特別委
26				滋賀県市議会議 長会視察受入れ 政策研究会			
27						政策研究会(意見 交換)	
28		一般質問通告締 切	政策研究会		一般質問通告締 切		大分県市議会議 員研修会
29		政策研究会		総務委			政策研究会
30	全員協議会 各派代表者会議	一般質問割振協 議			一般質問割振協 議		
31		議会モニター委 嘱式					

市議会の構成

本会議

本会議とは、全議員で議案などを審議する会のことを言います。
また、本会議では、市政全般に関する質問（代表質問・一般質問）が行われます。

議会運営委員会

【定数 12 人以内】

議会運営を円滑、効率的に行うために設置しています。

常任委員会

議案等を専門的、能率的に審査するために所管の常任委員会に付託し、詳細に審査します。

・総務常任委員会 【定数 7 人】

総務部、財務部、企画商工観光部企画課、消防本部などの所管

・建設常任委員会 【定数 6 人】

建設部、上下水道部の所管

・教育民生常任委員会 【定数 7 人】

市民生活部、福祉保健部及び教育委員会の所管

・経済産業常任委員会 【定数 6 人】

企画商工観光部まちづくり推進課、商工振興課及び観光課、農林水産部並びに農業委員会の所管

特別委員会

特に必要があると認める事件について議会の議決で設置します。

※当初予算は予算特別委員会、
決算認定は決算特別委員会を設置し、
それぞれ審査しています。

協議又は調整を行うための場

・政策研究会 【定数 8 人】

政策条例案の立案、政策提言を行うために調査・研究をしています。

・広報委員会 【定数 6 人以上】

議会広報の発行、ホームページの充実に関すること。

・全員協議会

特に重要な案件について議員相互又は市長と協議又は調整を行います。

・各派代表者会議

各党派間の意見調整が必要な場合に開催します。

報告事項等：委員会等の活動報告

1 総務常任委員会

【6月定例会について】

6月定例会では、予算議案1件及び請願1件の審査を行いました。

「請願第1号 地方財政の充実強化と地方自治体の主体性の保証を求める意見書採択についての請願」の審査では、紹介議員から、政府は、平成25年度予算編成に当たり、地方交付税を削減し、その削減分を防災・減災事業に充てる方針を打ち出したが、公共サービスに必要な財源確保のため、今議会において、意見書を国の関係機関へ提出していただきたいと願意の説明がありました。

討論では、地方交付税の確保は重要なことであり、地方の独自性・主体性を担保していくためにも賛成だとの多数の意見が述べられました。採決の結果、採択すべきものと決し、あわせて委員会提出議案として意見書を本会議に提出するものとなりました。

6月25日の本会議でも、請願、意見書とも採択されました。

【9月定例会について】

9月定例会では、予算議案1件及び予算外議案3件の審査を行いました。

「議案第80号 佐伯市職員の再任用に関する条例の制定について」の審査では、執行部から、本年3月に国家公務員の雇用と年金の接続についての閣議決定がされ、地方公務員にも必要な措置を講ずるよう国からの要請があり、本条例の制定と、あわせて関係条例の整備を行うものであるとの説明がありました。

討論では、反対意見として、地方自治体の雇用に国が関与するのはよくない。雇用を流動化し、適材適所、労働力と労働がマッチすれば労働者の待遇改善にもつながるとの意見。また、賛成意見として、正規職員の新規採用や、臨時・嘱託職員の採用に影響が出ないよう運用し、行革プランにも再任用職員の数をうたいこむとのことであり賛成。経験、資格、専門的な知識を持った人を適材適所に配置することはよいことである等の多数の意見が述べられました。

採決の結果、挙手多数により可決すべきものと決しました。

9月25日の本会議でも、議案第80号は、原案のとおり可決しました。

【管内視察について】

7月2日に蒲江・米水津・鶴見・上浦、7月5日に弥生・本匠・宇目・直川の各振興局を訪問し、意見交換を行いました。

【視察事項】

- ①地域の実情について
- ②地域振興施策について
- ③地域及び振興局の課題について

以上の3点について振興局から説明を受け、その後、委員から質問等を行う形式で意見交換を行いました。

- ①については、弥生振興局管内を除き、他の振興局管内では世帯数、人口とも減少していること。
②については、各振興局で取組に温度差があること。
③については、現状の職員数では、地域振興は難しいとの率直な意見も出され、苦慮している実態が確認できました。

また、管内視察の取りまとめを行うため、7月29日に協議会を開催しました。
協議会では、「現状の課題」、「調査研究を要するもの」、「今後の委員会活動」について協議を行いました。

【現状の課題】

振興局ごとの課題については、個別の案件が多数になるため割愛します。

- ① 振興局共通の課題
- ㊦ 世帯数、人口の減少により集落の維持、消防団員の確保。
 - ㊧ 振興局職員の減少及び地元出身職員の確保の問題。
 - ㊨ 予算の確保が難しく地域の振興がままならない。
- ② 海岸部（上浦・鶴見・米水津・蒲江）の振興局共通の問題
- ㊦ 第1次産業、特に水産業の景気低迷。
 - ㊧ 漂着ゴミの問題。
 - ㊨ 防災対策 特に津波対策。
- ③ 山間部（弥生・本匠・宇目・直川）の振興局共通の問題
- ㊦ 第1次産業、特に農林業の後継者不足等。
 - ㊧ 有害鳥獣対策。
 - ㊨ 防災対策 特に浸水地域の対策や土石流の問題。

【調査研究を要するもの】

- ・活性化チャレンジ事業について
- ・地域緊急対策事業について
- ・振興局の人員配置について
- ・コミュニティバス事業について
- ・公共施設の再配置について
- ・防災対策について
- ・振興局の役割と将来像について

【今後の委員会活動について】

- ・現状把握のための資料要求→提出された資料による現状の把握。
- ・本庁の担当課（総務課・財政課・企画課・消防本部）より事業内容の聴き取り調査。
- ・課題に対する委員会として考え方をまとめる。

以上のとおり、とりまとめを行い、今後、総務常任委員会の所管事務調査として調査研究していきます。

2 建設常任委員会

【6月定例会について】

改選後初の定例会となる6月定例会では、予算議案1件、予算外議案2件が本委員会に付託され、6月18日に審査しました。本会議ではすべて原案どおり可決されました。

【予算議案】

議案第59号 平成25年度佐伯市一般会計補正予算(第1号)(建設常任委員会所管の部分について)

○道路新設改良単独事業費として1億円が計上されました。執行部から、件数は小規模単独事業を23件計上しているとの説明がありました。

○東九州自動車道建設促進費のうち、公共事業発生残土処理新設事業の委託料500万円の内容について質疑がありました。

これに対し執行部からは、特定の場所の想定はないが、測量、設計等の必要が生じた場合、早急に対応するための予算計上であること、また、今後の残土処理量は271,000 m³との確定数値が、国土交通省、大分県との会議で示されており、公募による選定や、木立永野地区の工場跡地等を考えているとの答弁がありました。

関連で木立永野地区の工場跡地に関しては最近になって残土の受け入れが困難になったのではないかと質疑が行われました。

これに対し、執行部から、木立永野地区の区長をはじめ、地区住民に地元説明会を開催するよう合意していたが、現状は開催できていない。再度、区長をはじめ関係者に説明をしながら、当初のとおり、地元説明会の開催をはじめとする残土処理事業への協力をお願いしているところであるとの答弁がありました。

【予算外議案】

議案第62号 工事委託契約の締結について(市道パークウェイ線道路改良工事)

(仮称)佐伯南インターチェンジの設置に係る、東九州自動車道と市道パークウェイ線とが連結する区間の事業に関し、工事進捗上、密接な関連が生じるため、市道パークウェイ線道路改良工事に係る工事委託契約を、国土交通省九州地方整備局との間に締結しようとするものです。

関連で、設計・測量受託業者に対する責任の範囲を質す議論がありました。本市は、設計・測量業務を発注し、その成果品をもとに建設工事を発注しますが、工事に着手する際、設計図書と現場の相違があり、すぐに工事着手できず、工期を延期するという事例があり、設計図書と現場の相違による工事着手の遅れは、設計業務受託業者の責任ではないかとの意見がありました。

この問題は、本委員会所管の事業だけではなく、建設工事を発注する全ての課に共通する問題でもあるので、全庁的な取組による解決を求めました。

【所管事務調査】

- 「市営住宅家賃収納状況について」建築住宅課から報告
- 「特定環境保全公共下水道事業繰越説明について」生活排水対策課から報告

【9月定例会について】

9月定例会においては、本委員会に付託された予算議案4件、予算外議案4件、認定2件について、本委員会に付託され、9月18日に審査しました。本会議ではすべて原案どおり可決・認定されました。

【予算外議案】

議案 85 号 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

本市が管理する水道管図面情報に誤りがあったため、未消毒の水が宅内に配水され、常飲した結果、健康被害が生じたことに対し、527,440円を損害賠償額として本市が被害者に支払うものです。

執行部から、今後の対策として、残留塩素測定義務化と、記録の保存、並びに管体表示テープにより管の区分を行うことが報告されました。

委員からは、二度とこのような事故が起こらないよう対策を徹底してほしいとの意見が出されました。

【認定】

認定第1号 平成24年度佐伯市水道事業会計決算の認定について

認定第2号 平成24年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について

代表監査委員からの総括的な意見報告ののち、意見書に基づき、料金収入が減少傾向にある中で適切な維持管理及び健全な経営の維持という観点に立った質疑が多くなされました。

執行部からは、水道事業の民間委託に関しては、国の緩和措置を受け、行革、合理化の観点から検討した経緯はあるが、旧市内は地下水を主な水源としていること、旧郡部には小規模なる過施設が点在していることなどの理由により、現状よりも多額の費用が掛かることから、現時点においては考えていないが、維持管理部門の技術者育成が困難な状況もあり、維持管理部門に関しては、将来的に民間委託に備える必要性があるとの説明がありました。

大きな浄水場に、多数の職員を配置しているような自治体においては、民間委託による経費削減効果が見込まれやすいが、本市のように地下水を主な水源とし、旧郡部においては多数の簡易水道施設を有する場合、その効果は低いとされています。しかしながら、今後の大きな課題として、長期的展望に立った、上水道並びに下水道事業の経営計画は、市民生活において大変重要なものであることから、様々な視点で議論されていくべき課題だと考えます。

3 教育民生常任委員会

【6月定例会について】

6月定例会では、予算議案が1件、予算外議案が4件及び請願が1件の計6件が教育民生常任委員会に付託され、6月17日に委員会を開催し、審査いたしました。本会議では全て原案どおり可決・採択されました。

【予算議案】

○中学校施設整備費とし2,700万円が計上され、市内小中学校の耐震化率は現在84.6%となっています。今後、27年度までに小中学校の耐震化率を100%にしていく計画です。

また、米水津交流館の基礎部分等の改修を行うための予算も計上されました。

【予算外議案】

○蒲江の佐伯市森崎浦グラウンド及び夜間照明施設については、蒲江インターパーク（仮称）を整備するため当該施設を廃止するものです。

地元との協議も整い、今後、当該地域の活性化のための有効活用を図ろうとするものです。

○佐伯市歴史資料館新築については、大手前の旧池彦跡地に今回、3億7,485万円をかけて佐伯市歴史資料館（建築主体）を建設するものです。また、歴史資料館内の展示製作（直接仮設、展示造作など）に係る業務委託については、株式会社丹青社が1億7,745万円で落札、可決いたしました。なお、開館は平成27年を予定しています。

【所管事務調査について】

◎平成25年6月4日 歴史資料館建設事業の経過及び今後のスケジュールについて

◎平成25年8月8日 （午前）指定管理施設の状況について（執行部説明）

- ・佐伯市デイサービスセンター楽々園
- ・佐伯市デイサービスセンター海悠園
- ・なおかわ児童クラブ

（午後）上記施設の現地視察を実施



（なおかわ児童クラブ）



（佐伯市デイサービスセンター海悠園）

【9月定例会について】

9月定例会では、予算議案3件、予算外議案7件、計10件について、本委員会に付託され、9月17日に委員会を開催し、審査いたしました。本会議では全て原案どおり可決されました。

【予算議案】

○防災拠点再生可能エネルギーを導入することについて、県補助10分10で、佐伯市総合体育館に太陽光パネル20キロワット、蓄電池20キロワットを設置に要する経費や学校給食センター用地として、上堅田の中スカに土地開発公社が取得造成するため運営資金として銀行等から借り受ける場合の債務保証としての債務負担行為などが含まれています。

【予算外議案】

○財産の無償譲渡として「旧弥生保育所分園及び弥生ふれあい児童館」は、鉄筋コンクリート造2階建、床面積280.95㎡の建物です。

今回、児童クラブ施設を敷地内に新設し、また無償譲渡する建物全体を小規模保育園として利用したいとの意向があるため無償譲渡するものです。

【上記議案に係る所管事務調査について】



(9月5日現地視察：旧弥生保育所分園及びふれあい児童館)

○財産の無償譲渡として、「波当津老人憩の家」を東九州自動車道波当津インターチェンジの開通に伴い、地域経済の活性化を図るため、指定管理者である波当津地区に譲渡しようとするものです。

この老人憩の家については、地元から、地域で生産される特産品の加工所として施設を活用したいとの要望書も提出されていました。

委員会において、執行部から、同様の施設についても、この取組事例等も踏まえ、地元との協議が整えば譲渡していくとの見解が述べられました。

○工事請負契約の締結について（八幡小学校管理教室棟改築（建築主体）工事）は、契約金額4億4,940万円、鉄筋コンクリート造3階建、床面積2,138.53㎡。契約の相手方、大分市中島中央3丁目1番11号、平倉・谷川特定建設工事共同企業体となっています。平成27年の2学期から新校舎での授業が始まる予定です。

4 経済産業常任委員会

【6月定例会での主な議案】

議案第 59 号、平成 25 年度佐伯市一般会計補正予算（第 1 号）（経済産業所管の部分について）

◎社会資本整備総合交付金事業—城下町観光交流館整備事業

この事業は、市が購入した山手区山際通りに位置する「旧つたや旅館」を市外からの入込客の増加に併せて観光客と地域住民との交流を目的に整備しようとするものです。

施設の概要は、ギャラリー的なもの、案内、休憩所、体験交流スペース、フリースペースを設ける予定であり、平成 26 年度中の完成予定となっています。



城下町観光交流館 現地調査

◎観光施設整備事業—観光施設整備事業費

・道の駅やよいの改修事業

老朽化しているウッドデッキの改修、野菜の直売所の整備をしようとするものであり、総事業費は 2,970 万円。県補助金が 2 分の 1、合併特例債も充当でき、市の負担は単年度で 75 万円です。

・マリンコーラル号新造船整備事業

旧蒲江町時代に購入し、現在マリンカルチャーセンターが運航している同船舶の新船建造に対して県補助金が 2 分の 1、合併特例債が充当できる。総事業費 3,850 万円のうち市の負担は単年度で 105 万円です。

議案第 67 号、財産の無償貸付けについて（旧灘小学校本校舎及び給食受入施設）

この議案は、既に廃校となっている旧灘小学校施設を大分部品（株）に無償で貸付けするものです。同社は現在、堅田で自動車部品の製造を行っているが平成 23 年からは農業分野にも参入しており、青山・堅田の水田で食糧米・飼料米を、臼杵市野津の畑でさつま芋・ベビーリーフ等を栽培している。

今回、これらの農業参入分野の拠点として旧灘小学校跡地を利用しようとするものであり、所属の社員は 9 人の予定です。

【9月定例会での主な議案】

議案第74号、平成25年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）（経済産業所管の部分について）

◎企業誘致対策事業—地域総合整備資金貸付事業

この事業は、通称「ふるさと融資」と呼ばれているもので今回、西上浦・古江区に進出予定の水産加工事業者に対して、加工場施設の建設に係る費用の一部1億7,296万2,000円を国の外郭団体である「ふるさと財団」を介し無利子で融資しようとするものです。

この事業に対しては、地元古江区ほか2地区から建設反対の要望書が市長及び市議会に提出されています。この反対者の要旨は、排水・悪臭・騒音・交通事故・雇用などの課題について懸念が払拭されていないためです。この点について企業では、これまでに開催した説明会で全て回答しており、企業の他工場での実績、県水産試験場への聴取などにより問題ないと判断しています。同企業は、超冷薫という特殊な特許製法で活魚の血を抜き薫液を注入し、これまで不可能とされていたブリ・カンパチ・真鯛の冷凍加工技術を確立しており世界中に生食用として輸出しています。2016年の目標としては、年間30万尾の養殖ブリ・養殖タイ等の処理、40人の地元雇用を考えています。

9月17日開催の委員会では賛成多数で可決すべきと決しましたが、本議案については委員会において附帯決議案が可決されました。その内容は、市に対して水産加工場建設に反対する地元住民の理解が得られるよう最大限の努力をし事態の早期解決に努めること、及び企業立地に係る企業と地元地区との協定書締結の必要性を十分に考慮し対応することを強く求めるものです。

9月25日の本会議では委員長報告の後、議案第74号については賛成多数により可決されました。また、本委員会提出の附帯決議案についても全会一致で可決いたしました。

議案第74号 平成25年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議

今定例会に提出された議案第74号、平成25年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）のうち地域総合整備資金貸付事業（172,962千円）については、西上浦・古江地区に水産加工場の建設を進めている企業に対する資金貸付事業である。

この水産加工場の建設を巡っては、地元である古江区・晁干区・風無区の3区において反対運動が発生しており、今なお地元住民の企業進出に係る合意形成が図られていない状況にある。こうした中、水産加工場の建設を進める当該企業の事業計画に沿って資金融資すべく補正予算の提案がなされたが、佐伯市議会としては、地元住民の合意形成に裏打ちされてこそ、真の企業誘致であると考えている。

よって、佐伯市議会は、この議案第74号、平成25年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）のうち地域総合整備資金貸付事業（172,962千円）に関して、次のとおり強く要望する。

記

- 1 市は、水産加工場建設に反対する地元古江区・晁干区・風無区3地区住民の理解が得られるよう最大限の努力をし、事態の早期解決に努めること。
- 2 市は、企業立地に係る企業と地元地区との協定書締結の必要性を十分考慮し、対応すること。

以上、附帯決議する。

平成25年9月25日

大分県佐伯市議会

5 議員政策研究会

◎議員政策研究会とは

議員政策研究会は、議会の政策立案能力を高め、議会自ら条例制定や政策提言を行うことを目指して、平成 22 年、議会基本条例の制定と同時に設置されたものです。研究するテーマは、一般質問や議会報告会などで出された市民の声を基に、議員全員が一致するテーマに絞った上で、議会運営委員会の承認を得て決定します。

政策研究会のメンバーは総務、建設、教育民生、経済産業の各常任委員会から 2 名、計 8 名で構成されており、どの分野にも対応できるようになっています。

政策研究会のこれまでの実績としては、平成 24 年 12 月定例会において、提案、制定された「佐伯市空き家等の適正な管理に関する条例」があげられます。この条例は、本年 7 月より施行されており、空き家・廃屋の危険性に悩まされていた市民から「いい条例をつくってくれた」との声が上がっています。

◎現在の研究テーマ及び取組状況

テーマ 1 「高齢者等が生活を維持するためのサービス及び仕組みづくりについて」

1. 目的

高齢者が安心して暮らせるためのまちや仕組みをいかにしてつくるかを調査研究し、政策提言や条例制定などをめざします。

2. 取組状況

①高齢者の生活実態の把握調査

6 月 28 日 佐伯市の施策（コミュニティバス、地域おこし協力隊、宅配サービスなど）の調査

9 月 27 日 佐伯市民生委員児童委員協議会との懇談会

10 月 29 日 地域支援員及び地域おこし協力隊員との意見交換会

②今後の計画

議会報告会での聴き取りや老人クラブ、病院やスーパー現地での聴き取り、アンケート活動などを予定。

テーマ 2 「自然エネルギーについて」

自然エネルギーについては、前期政策研究会から継続して調査研究を行っていますが、会員が新メンバーになったことから、再度、自然エネルギーの技術等の勉強会、国県の施策の勉強会などを行う予定です。

(メ モ)

A series of horizontal dashed lines for writing.

《 参 考 資 料 》

◆ 佐伯市議会基本条例（前 文）

前 文

いわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止に端を発して以来、地方公共団体には事務の決定、運用における責任能力の有無が直接的に問われる時代となった。

これに伴い、二元代表制の一翼を担う議会には、地方公共団体の事務の執行に対する議決権を的確に行使するとともに、住民の意思を代弁する唯一の議事機関として、その負託にこたえるべく、たゆまぬ努力を傾注することが求められている。

こうした状況の下、本市議会は、団体自治の観点から、地方自治法に限定的に規定された議決事件にとどまらず、行政運営に責任を持つことを宣言する議決事件を定め、さらに住民自治の観点からは、執行機関に対する監視機能の強化を図り、議員相互間の討議を軸とした合議制の意思決定機関たるべく、その責務を果たさなければならない。

また、長と議会の関係は、二元代表制から導かれる機関対立主義を形成しており、それぞれの異なる特性を生かして住民の意思を行政に的確に反映させる共通の使命を負っている。本市議会は、その責務を全うする手段の一つとして、政策立案能力を向上させ、現実に政策条例を提案し、長と議会が政策を巡って競い、両輪で佐伯市を牽引することが重要と考える。さらに、時代は、市民に開かれた市民参加型の議会を促しており、その要求にこたえるためにも積極的に具体的な措置を講じる必要がある。

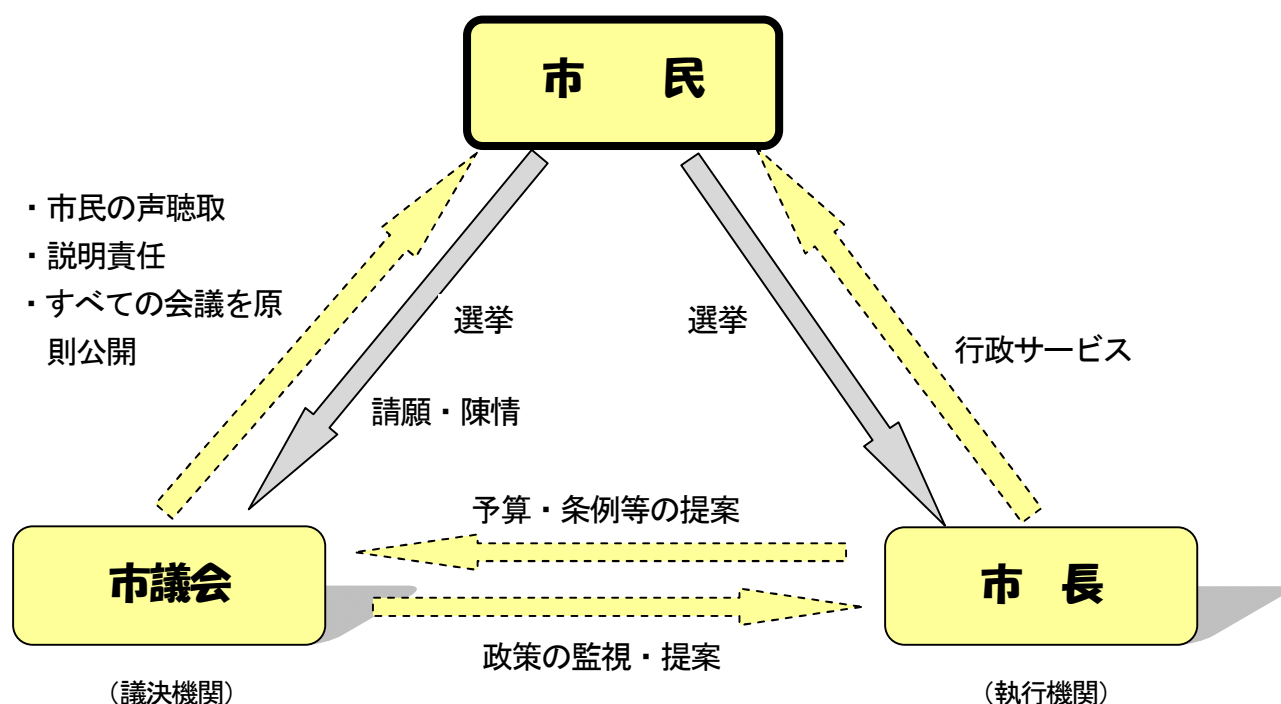
これらの認識を糧にして、本市議会は、市民の声と心を代弁する役割のみに終始するのではなく、住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指し、力強く魅力ある佐伯市の実現に向け、不断の努力を重ねることで市民の信頼を勝ち得たい。

ここに、新たな時代の礎とするため、佐伯市議会及びその構成員である議員の活動の支柱として、議会の最高規範たる、この条例を制定する。

◆ 市議会の役割（市政との関係はどうなっているの）

私たちの佐伯市を快適な住みよいまちにするためには、市民一人ひとりが「自分たちで考え、話し合い、決め、自分たちの手で実行する」ことが理想的な住民自治ですが、市民全員が一堂に会して話し合うことは不可能です。そのため、市民の中から代表者を選び、その代表者を通じて話し合います。この代表者が市長と市議会議員です。

市議会は、市議会議員が集まって、市民の要望、意見等を市政に反映させるため、市の予算や条例などについて話し合っているところで、市議会を「議決機関」ともいいます。また、決まったことを実際に進めていく市長を「執行機関」といい、市議会と市長は、それぞれ独立した立場でけん制し合い、協力し合いながら、車の両輪のように、ともに市の発展のため活動しています。



市議会は、議員一人一人が市民の声を聴き、市長の施策が市民のためになるか、合議制の機関として議論しています。また、市民のためになる政策条例案や政策提言の立案について、議会として政策研究会を設置し、議論しています。



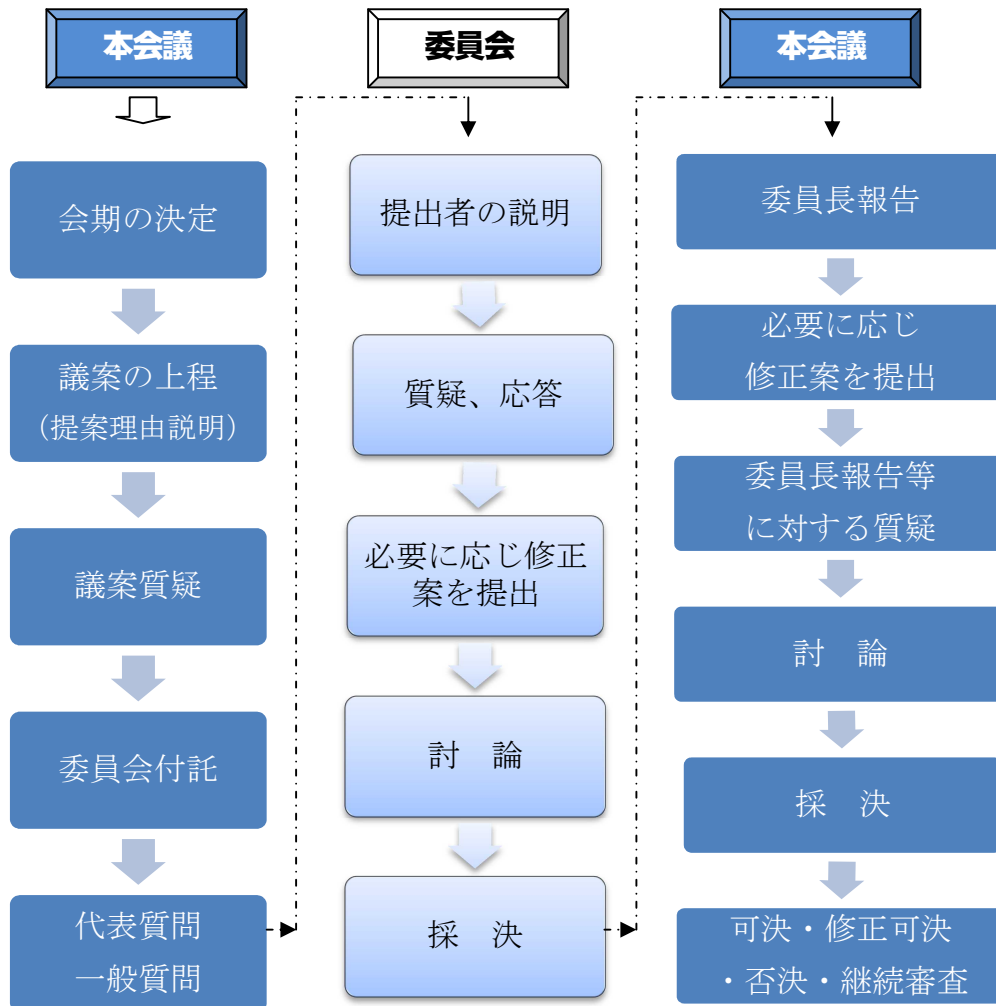
* 市議会と市長はともに住民を代表していますので、二元代表制といわれ、市民の意見をどちらが反映しているか、政策を巡って競い合い、両者で佐伯市を牽引し、より良い佐伯市をつくる原動力になっています。

◆ 市議会の権限（こんな仕事をしています。）

議決権	議会の権限の中で最も代表的なもので、市長、議員及び議会の委員会から提出された議案（条例の制定・改廃、予算、決算、重要な契約の締結など）について、審議し、市の意思又は機関としての意思を決定する権限。
監視権	執行機関の行う行政運営について、議会が監視する権限。
請願受理権	市民の要望や意見を行政に反映させるため、市民から提出された請願を受理し、審議する権限。
意見書提出権	議会が市の公益に関することについて、国などの関係機関に対して意見書を提出する権限。
検査及び監査 請求権	議会が市の行政を監視する一つの手法で、市の事務が議会の議決どおり執行されているか検査したり、監査委員に監査を求める権限。
調査権	議会が市の事務に関する調査を行う権限。
自律権	議会内部に関する規則その他の会議に関することを自主的に決める権限。
選挙権	議長、副議長、選挙管理委員会委員などの特定の地位に就くべき者を選んで決定する権限。
懲罰権	議員が法律等に違反し、規律を乱した場合、議会が議決によって懲罰を科すことができる権限。

◆ 本会議（定例会）の審議の流れ

定例会は、条例で年4回と定められており、3月、6月、9月、12月に開かれますが、おおむね以下の手順により議案等を審査します。



※委員会審査では、必要に応じ、市民の皆様（議会モニターの方々）から直接参考意見をいただき、市民参加の下に議案を審査することになっています。

◆ 委員会等構成表（委員等の名簿）

平成25年5月7日現在

議長（宮脇保芳） 副議長（井上清三） 監査委員（濱野芳弘）

【議会運営委員会】

議会運営委員会	定数	委員長	副委員長	委員	
	12人以内	上田 徹	井野上 準	佐藤 元 後藤 幸吉 矢野 精幸	富松 万平 浅利 美知子 三浦 涉

【常任委員会】

常任委員会	定数	委員長	副委員長	委員	
総務	7	御手洗 秀光	江藤 茂	井野上 準	吉良 栄三
				桑原 宏史	上田 徹
建設	6	清田 哲也	寺本 高明	佐藤 元	後藤 勇人
				三浦 涉	清家 儀太郎
教育民生	7	芦刈 紀生	高司 政文	塩月 健治	浅利 美知子
				清家 好文	濱野 芳弘
経済産業	6	矢野 精幸	兒玉 輝彦	河野 豊	富松 万平
				後藤 幸吉	矢野 幸正

【広報委員会】

広報委員会	定数	委員長	副委員長	委員		
	6人以上	後藤 勇人	富松 万平	河野 豊	兒玉 輝彦	吉良 栄三
			矢野 幸正	井上 清三		

【政策研究会】

政策研究会	定数	会長	副会長	委員		
	8	高司 政文	桑原 宏史	御手洗 秀光	寺本 高明	矢野 幸正
			富松 万平	塩月 健治	清田 哲也	



大分県佐伯市議会

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号

TEL : 0972-22-3643、22-4598

FAX : 0972-24-0204

ホームページ <http://www.city.saiki.oita.jp/gikai/index.html>

e-Mail : gikai@city.saiki.lg.jp